

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年1月30日

支出負担行為担当官

林野庁長官 青山 豊久

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、27
- (2) 購入等件名及び数量 令和6年度 国有林
野地理情報高度化システム運用・保守業務
一式
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 履行期間 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札

書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 下記 6 (3) の提出書類の提出期限の日から下記 4 (6) の開札の時までの間において、林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契

約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。
- (5) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」若しくは「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を業務を遂行する組織が有しており認証が有効であること又は同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること。
- (6) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」若しくは「ISMS」の認証を有しており認証が有効であること、財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること若しくは同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること又は個人情報を扱

うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

- (7) 複数の団体が本事業のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類。以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本事業に係る競争入札の参加及び事業の請負契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記(1)から(6)までの要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)から(3)まで

の要件に適合するとともに、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一）の「役務の提供等」を有している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員になること又は単独で参加することはできない。

① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記6(3)に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。

② 規約書等の作成に当たっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について明確に記載すること。

(8) その他の競争参加資格については、入札説明書及び仕様書による。

3 電子調達システム（G E P S）の利用

本案件は、電子調達システムで入札等を行うことができる対象案件である。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法 電子入札の場合は、電子調達システムによる。紙入札の場合は、

下記(5)に示す場所及び日時に提出する。電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。

- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2
-1 林野庁国有林野部経営企画課業務革新班
電話 03-3502-1027

- (3) 入札説明書の交付方法 上記交付場所のほか林野庁のウェブサイト、調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>) において無料にて交付する。郵送又はメールによる交付を希望する場合は、上記交付場所まで電話で問い合わせること。

- (4) 入札説明会 開催しない。

- (5) 入札書等の提出期限及び提出場所

令和6年3月27日午後2時(ただし、郵送(一般書留又は簡易書留に限る。))による入札書の受領期限については、令和6年3月

26日午後5時とする。)

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2
-1 林野庁林政部林政課会計経理第1班支出
負担行為第1係(電子入札による場合は、電
子調達システムにより提出する。)

(6) 開札の日時及び場所

令和6年3月27日午後2時 入札室(農
林水産省7階ドア No.本766)

5 再度入札

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の
入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこ
ともあるため、再度入札を希望する入札者は、
入札書を持参すること。電子調達システムによ
る入札者は電子調達システムを開いて待機する
こと。この場合に入札に参加できる者は、当初
の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合におい
て、直ちに再度の入札を行うことができないと
きは、契約担当官等が指定する日時において、
再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等に

については応札者全員にメールや電話等で通知する。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和6年3月21日午後5時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札心得第5条の規定に違反した者の入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: AOYAMA Toyohisa, Director General of Forestry Agency
- (2) Classification of the services to be procured: 71, 27
- (3) Nature and quantity of the services to be required: The operation and maintenance for upgrading GIS system of National Forest, 1 set
- (4) Fulfillment period: As shown in the tender documentation
- (5) Fulfillment place: As shown in the tender documentation
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, min-

ors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

- ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
- ③ have the Grade "A" or "B" in terms of qualification "Provision of services" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.
- ④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

- ⑤ prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
- ⑥ meet the other qualification requirements by the tender documentation.
- (7) Time-limit for tender : 2:00 P.M., 27 March, 2024 (tenders submitted by mail 5 :00 P.M., 26 March, 2024)
- (8) Contact point for notice: National Forest Planning Division, National Forest Department, Forestry Agency, 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8952 Japan. TEL 03-3502-1027